

# 営繕工事等書類 スリム化ガイド

令和7年7月



鹿児島県 薩摩川内市

# 目 次

1	工事関係書類のスリム化	・・・・・・・・・・	2
2	工事成績評定対象外の場合	・・・・・・・・・・	5
3	工事書類の二重納品防止	・・・・・・・・・・	6
4	増やしていませんか？	・・・・・・・・・・	9
別表	工事完成書類の簡素化【営繕編】	・・・・・・・・・・	11

# 1 工事関係書類のスリム化

作成・提出を不要、簡素化とした主な工事書類を以下に示しますので、参考にして下さい。

## ①変更施工計画書

**軽微な変更の場合提出不要！**

施工手順・施工方法に変更がなく数量のみの変更の場合、契約金額のみの変更の場合は、変更施工計画書の提出の必要はありません。

## ②建設副産物関係書類（マニフェスト）

**監督職員への提出は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表及び再生資源利用実施書**

マニフェスト（写し）は、工事完成書類に添付する必要はありません。

完成検査時に確認できるように準備しておいてください。

## ③履行報告

**監督職員への提出は、工事打合簿による月報報告及び3週工程表**

※ 情報共有化システムでの電子提出以外（紙媒体）では、工事打合せ簿は添付不要です。

※工事完成書類に再度添付する必要はありません。

#### ④建設業退職金共済制度の共済証紙の受払簿

**監督職員等への提出は不要！**

工事完成書類に添付する必要はありません。

完成検査時に確認できるように準備しておいてください。

#### ⑤社内検査報告書・下請引渡し検査報告書

**監督職員等への工事打合せ簿での提出は不要！**

※建築工事は工事完成書類に添付。

※設備工事は完成検査時に確認。

#### ⑥段階確認・立会

**監督職員等が臨場したものは、再度の写真管理は不要！**

監督職員等が段階確認・立会に臨場した後、受注者は臨場箇所のロット・品番等、計測アップ写真などの写真管理は不要です。

#### ⑦工事現場の現場環境改善

**共通仮設費に未計上の場合は任意対応。**

※ 現場環境改善費は共通仮設費率には含まれない。必要に応じ別途積上げにより算定して加算する。未計上の場合は任意対応。（創意工夫で評価）

工事  
イマーゾニアップ実験報告書

⑧品質証明※1

監督職員へ提出するのは、品質証明書のみ！

品質証明書には、品質証明に関する製品カタログ等の書類を添付する必要はありません。 ※試験成績報告書は必要

**作成不要書類を添付しても工事成績では評価されません。**  
 本ガイドにおいて作成不要としている書類（写真等）を添付しても、工事成績では評価されません。

## 2 工事成績評定対象外の場合

### ○スリム化項目

- ①変更施工計画書
- ②建設副産物関係書類（マニフェスト）
- ③履行報告
- ④建設業退職金共済制度の共済証紙の受払簿
- ⑤社内検査報告書・下請引渡し検査報告書
- ⑥段階確認・立会
- ⑦工事現場の現場環境改善
- ⑧品質証明

上記のスリム化項目に加え・・・・・・・・

### ○作成不要の書類

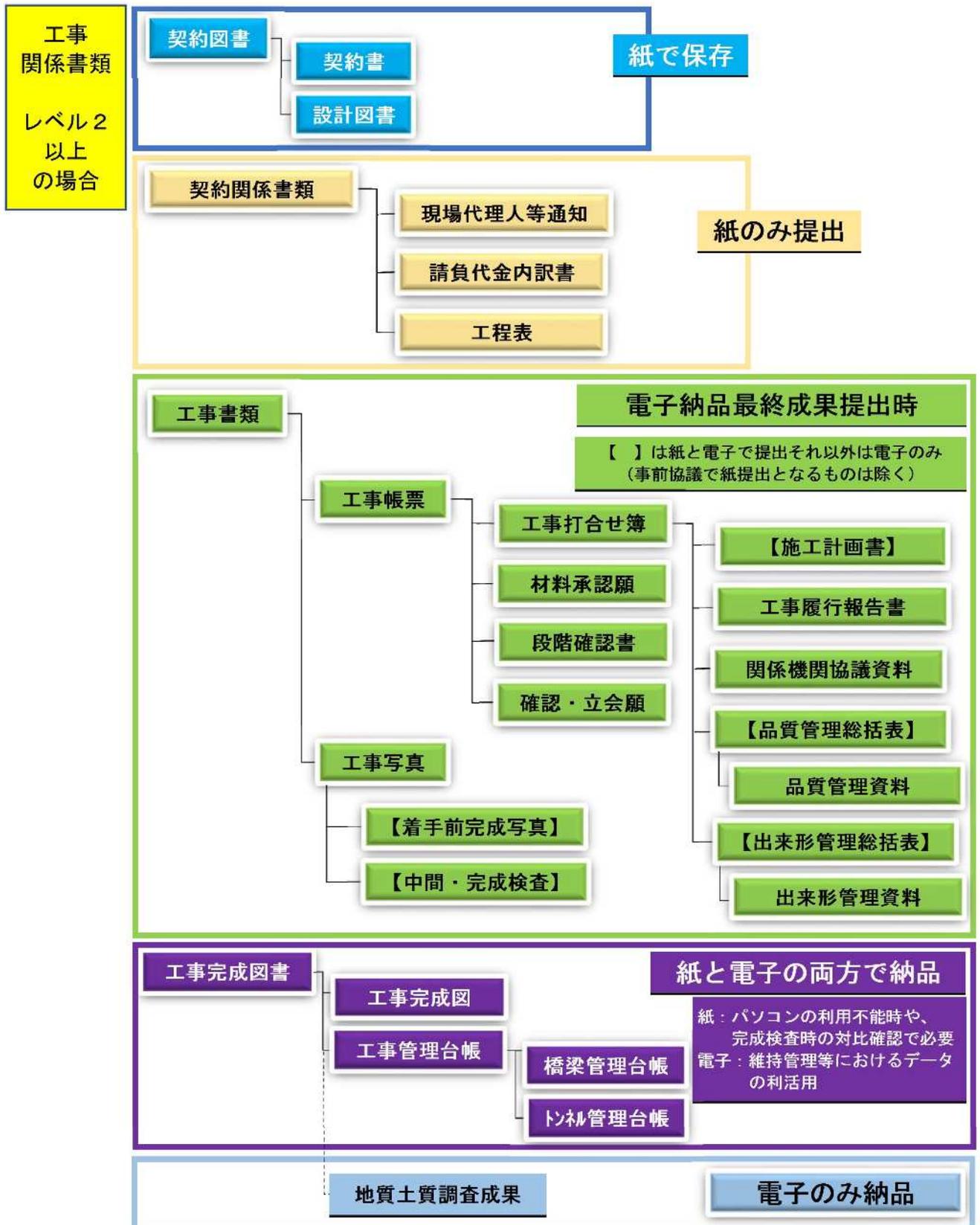
工事完成書類の簡素化【営繕編】において、不要×又は表示のないもの

### ○完成検査時に確認する書類

工事完成書類の簡素化【営繕編】において、提示▲となっているもの

※今後、国・県の書類様式統一や簡素化に併せ適宜変更する。

# 3 工事書類の二重納品防止



## ①工事着手時

**事前協議により、作成する工事書類を明確化！**

### 工事書類の事前協議方法

受発注者にて協議を行い、工事書類の提出方法を決定。

別表「工事完成書類の簡素化【営繕編】」及び「完成図書のまとめ方【電気設備・機械設備】」に基づき協議

### 電子納品・電子検査の協議方法

○事前協議の結果を踏まえ作成

## ②施工中

**協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！**

施工中の協議において、添付する書類を必要最小限とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

工事打合せ協議による照査結果により発生した以下の書類作成は発注者の責任で実施

○計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等  
※受注者に作成を指示する場合、作成費用は発注者が負担

**電子納品レベル2以上は情報共有システムを活用！**

薩摩川内市では、さらなる工事書類の削減など業務効率化を図ることを目的に、電子納品レベル2以上の工事を対象に情報共有システムの活用の試行を開始しています。

### ③検査時

**検査職員は不要な書類の提出、提示は求めない！**

**受注者は、不要な書類は作成しないこと**

**工事書類の二重提出（電子と紙）はしないこと、**

**させないこと！**

## 4 増やしていませんか？

### ①施工体制台帳

「測量・調査」「運搬」「警備」「資材納入」の下請けであるのに施工体制台帳を作成していませんか。

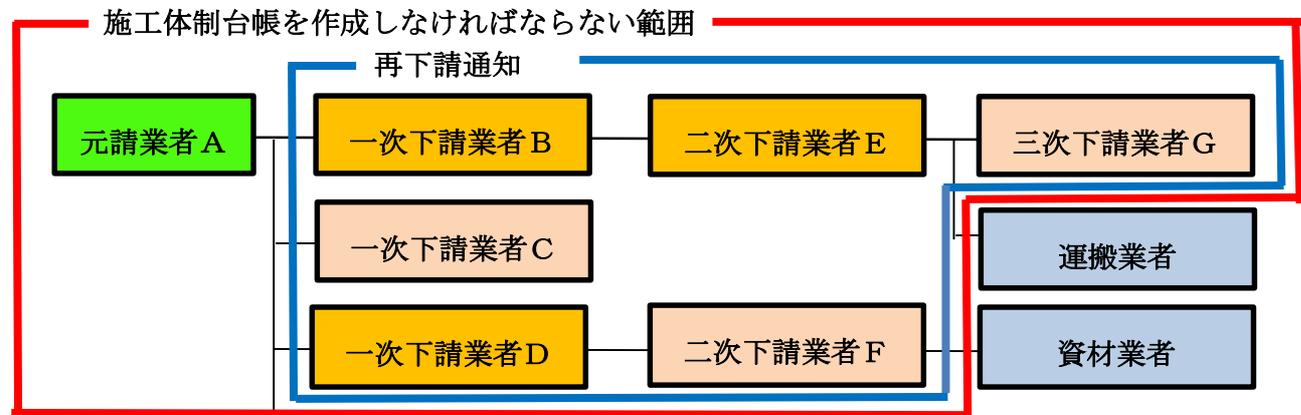
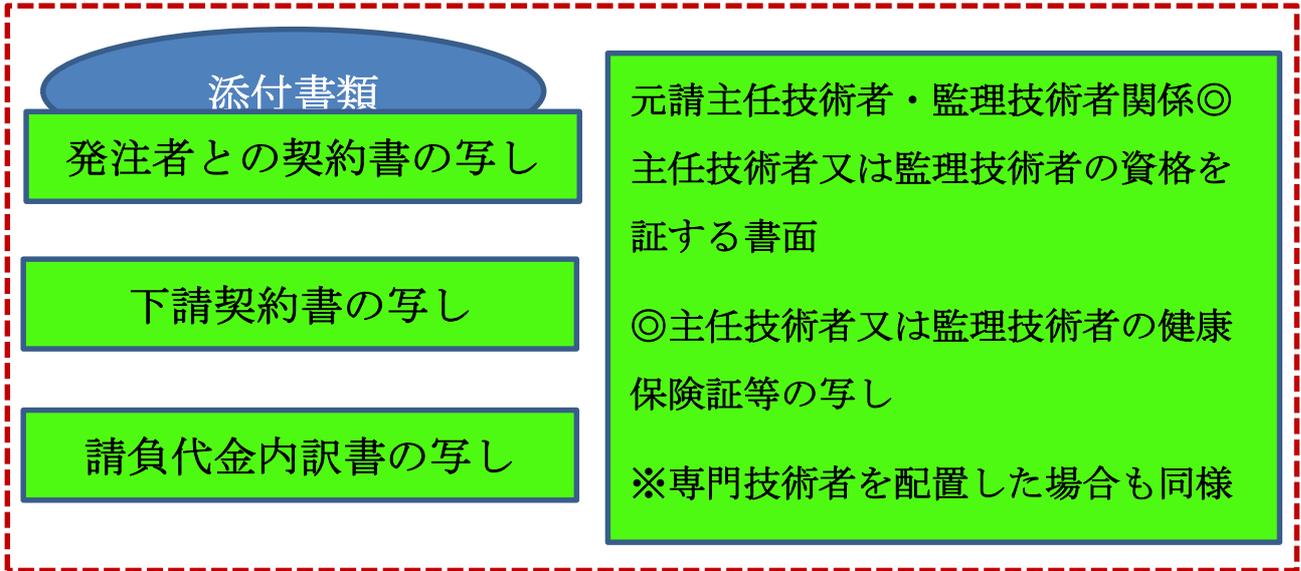
- ①伐採及び測量調査等の工事現場で作業を行う業務
- ②土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ③工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- ④資材の納入を行う業務の場合は、施工体制台帳の作成は不要です。

ただし、①～③及び監督職員が指示した業務は、施工体系図の作成は必要です。

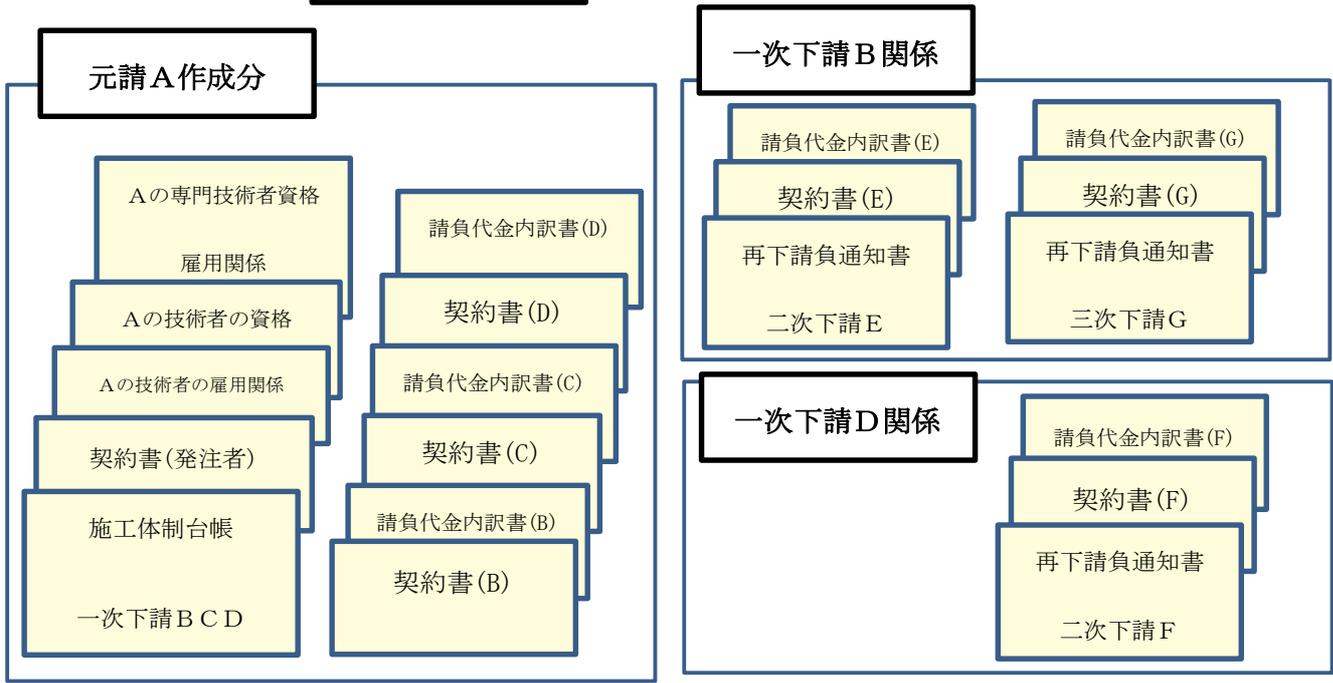
施工体制台帳の添付資料に、指定書類以外を添付していませんか。

施工体制台帳の添付書類は、

- ①施工体制台帳及び再下請け通知書に関する建設工事の請負契約書
- ②工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書
- ③元請業者が置いた主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面（専任の監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し）
- ④元請業者が置いた主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- ⑤元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面
- ⑥作業員名簿



※C F Gは、再下請をしていないため作成無し



# 工事完成書類の簡素化【営繕編】

項目	提出書類	根拠法令	内容	提出の要否・時期				保存先			備考		
				提出 ●	随時 ■	提示 ▲	不要 ×	契約関係書類	完成図書提出	打合せ簿提出			
契約関係	工程表	契約書第3条1項 標準仕様書1. 2. 1	契約締結後7日以内					●	●				
	請負代金内訳書	契約書第3条2項						●	●		発注者が求めた場合提出		
	現場代理人 主任技術者	契約書第10条	工事現場に設置し、設計書に定めるところにより、その氏名その他必要事項を通知しなければならない					●	●		変更のある場合も含む		
	前払金	契約書第34条						■			前払金が必要な場合に提出		
	検査及び引き渡し	【完成通知書】 契約書第32条第1項 【引渡し申出書】 契約書第32条第4項	工事を完成したときは、その旨を通知しなければならない 工事目的物の引き渡し	●		●			●	●			
	請負代金の支払い	契約書第32条第1項	請負代金の請求	●		●			●	●			
	工期の変更	契約書第21条、22条 標準仕様書1. 3. 5(1)	工期の変更の対象と確認された場合の工期変更協議書の提出					■		●		・受注者からの工期変更の場合	
	保険の付保及び事故の補償	共通仕様書1-1-1-40	建設業退職金制度に係わる掛金取納書の提出 (18月以内に発注者へ)						●	●			
総合評価項目実施報告書	総合評価時点で提案した事項	提案した内容が完成写真で確認出来ること	●						●		・総合評価落札方式（簡易型）により契約した場合に提出		
施工管理	工事材料の品質及び検査等	契約書第13条 関連	不使用等状況報告書の提出					●			●		
	監督員の立会い及び工事記録の整備等	契約書第14条第5項	監督員が立ち会うことが出来ない場合の工事記録の整備					■			●	監督員の請求があった場合に提出	
	条件変更等	契約書第18条 標準仕様書1. 3. 5						■			●	該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出	
	説明書	建設リサイクル法第12条 (対象建設工事の届出に係る事項の説明等) 第1項	第十條第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明様式第1号						●		■	床面積80㎡以上の建築物解体、床面積500㎡以上の建築物の新・増築、1億円以上の建築物の修繕・模様替え等	
	通知書	建設リサイクル法第11条 (国等に関する特例)	地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知 鹿児島県知事へ通知（北薩地域振興局建設部土木建築課）						●		■	床面積80㎡以上の建築物解体、床面積500㎡以上の建築物の新・増築、1億円以上の建築物の修繕・模様替え等	
	設計図書の照査等	契約書第18条 共通仕様書1. 1. 8							●			●	該当する事実を発見した場合または、特記仕様書に記載してある場合に提出
	工種別施工計画書	標準仕様書1. 2. 2(3)	工事目的物を完成するために必要な手順・施工方法等の監督員へ提出						●			●	
		標準仕様書1. 2. 2(5)	施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合						●			●	・当初予定から新たに追加された工種 ・当初計画の施工方法や品質管理計画等に変更が生じた場合等に提出
		標準仕様書1. 2. 2(3)	重要な変更以外の場合						●			●	・工期の延長により、工程表や安全訓練実施計画に変更が生じた場合に提出 × ・施工手順・施工方法に変更が無く数量のみの変更の場合 ・契約金額のみの変更の場合
	工事カルテの作成、登録	標準仕様書1. 1. 4	監督員の通知書の確認及び確認書の提出						●	●		●	・メールでの活用を推進
	施工体制台帳 施工体系図	標準仕様書1. 3. 1	下請け契約を締結した場合は、施工体制台帳の提出						●			●	・下請金額に関係なく提出すること
		標準仕様書1. 3. 1	施工体系図の監督員への提出						●			●	・下請金額に関係なく提出すること
		標準仕様書1. 3. 1	施工台帳に変更があった場合監督員への提出						●			●	
	工事現場発成品	標準仕様書1. 3. 11(2)	現場発成品調書の作成						●			●	・現場発成品がある場合
	建設副産物	標準仕様書1. 3. 11(エ)	マニフェストの提示	▲		▲						●	◆完成図書への添付は不要とする（検査時点で確認できること）
	施工管理	標準仕様書2. 3. 1(4)	工事看板の見やすい所への表示						●			●	・設置出来ない箇所の場合は監督員の承諾を得て省略できる。
	履行報告	契約書第11条 標準仕様書1. 2. 4(1)	履行状況報告						■			■	・月報報告のみ ◆現在は月報報告に安全訓練も一緒に提出しているのでも月報と安全訓練報告書の提出 ●詳細な資料などは監督員へ提示
	工事中の安全確保	標準仕様書1. 2. 2(1) 標準仕様書1. 3. 7(1)	安全訓練の総合施工計画書への記載提出						●	●		●	※施工計画書に記載のこと
	諸法令の遵守	標準仕様書1. 1. 13 契約書第18条	関係法令と工事計画、図面、特記仕様書などの整合性の報告						■	●		●	・法令等との矛盾や不相当が判明された場合
	官公庁等への手続き	標準仕様書1. 1. 3	官公庁への許可・承諾等の書面の写しの提示及び提出						■	●		●	・監督員が請求したら提出する。また、監督員へ説明すること。
	施工時期及び施工時間の変更	標準仕様書1. 3. 5(1)	設計書に定めの場合で官公庁の休日に作業を行う場合の理由書の提出						●			●	・休日に実施する場合
	工事測量	標準仕様書2. 2. 1	工事着手後の測量結果の提出	●								●	
	工事打合せ簿	提出・報告・通知・届出・指示・協議・承諾							■			●	・電子メールの活用を基本とするが、紙ベースの提出でも可能。（監督職員と協議し決定してください。）
	電子納品事前協議	薩摩川内市電子納品の手引き（案）								●		●	・発注者側の書類として完成図書に添付。
		黒板で寸法等確認出来れば、写真の横に記載しなくても良い。		●	●	●						●	
	撮影箇所一覧	営繕工事写真撮影要領による							●			●	◆工事工程で、市監督職員等が立会いたものについては、発注者で再度写真管理しなくても良い。
	段階確認	標準仕様書1. 5. 4	段階確認に係わる報告	●	●				●			●	・工種別提出書類一覧表 または受注者・発注者で決定した事項を提出 ・実施報告は完成図書に整理
創意・工夫・社会性等に関する実施報告書	標準仕様書1. 5. 8	・自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目 ・地域社会への貢献として評価できる項目	●	●				●			●	・創意工夫や地域貢献を実施した場合	

【別表】

# 施工途中や工事完了に伴う書類として必要なもの

別紙

	提出書類	根拠法令	内容	提出の要否・時期				保存先			備考			
				提出 ● 成績 評定 対象 完成 検査	随時 ■ 成績 評定 対象 中間 検査	提示 ▲ 成績 評定 外完 成検査	不要 × 変更 契約 時	一 工 程 前	当 初 契 約 時	契 約 関 係 書 類		完 成 図 書 提 出	打 合 せ 簿 提 出	
安全管理		標準仕様書 1. 3. 7(1)	安全訓練の実施報告	▲		▲							<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員から請求があった場合や特記仕様書に記載してあった場合は提出・提示</li> <li>・工事打合せ簿での提出は実施報告書と写真(内容は監督員が確認後、請負者にて保管)</li> <li>◆工事完成書類に添付は不用</li> </ul>	
		標準仕様書 1. 3. 7(3)	災害発生時の安全確保、監督員への通知					■				■	・速報は口答で連絡する	
		標準仕様書 1. 2. 2(1)	地下埋設物等の位置、深さ等の調査報告						●			●	・工事打合せ簿または、施工計画書で報告	
	環境対策	標準仕様書 1. 3. 10(1)	排対・低震の建設機械写真の添付	●		■		■				●		
	交通安全管理	標準仕様書 1. 3. 8	大型ダンプや大型輸送機械を使用する場合の必要事項の報告					■					■	・必要が生じたら提出のこと。
		標準仕様書 1. 3. 8	建設機械、資材等の運搬に一般的制限を超える車両の通行許可					■					■	・監督員が確認のこと。
	建設業退職金共済制度の配布		建設業退職金共済制度の証紙配布確認	▲		▲								<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成図書への添付は不要。</li> <li>・完成検査時に受払書及び手帳で確認。</li> </ul>
	工事完成図	標準仕様書 1. 7. 2	工事完成図書等の作成	●		●						●	●	・作成対象工事と明示された場合
	社内検査報告書・自主検査報告書		社内・自主検査報告書確認	●		▲						●	●	・完成検査時点で提示確認。
	品質管理	品質管理総括表	標準仕様書 1. 3. 6		●		■						●	・品質は目視で確認できないもの
品質管理成果報告書		標準仕様書 1. 3. 6		●		■						●		
品質試験成果報告書		標準仕様書 1. 4. 5 標準仕様書 1. 7. 3		●		■						●		
出来形管理総括表		標準仕様書 1. 2. 4		●		■						●	・出来形は計測可能なもの	
出来形成果測定報告書		標準仕様書 2. 2. 1		●		■						●		
コンクリート耐久性向上対策		標準仕様書 6.1.1	◆現場打ちコンクリートの場合	●									●	基礎・躯体・その他重要な工作物
		標準仕様書 6.5.4(1)	・塩化物量試験	●									●	・表 6.9.1
		標準仕様書 6.5.4(2)	・コンクリート中のアルカリ総量	●									●	・JIS A 5308 付属書B (規定)
品質証明員		標準仕様書 1. 3. 6	品質証明に従事する者が工事施工途中に品質管理を行い検査時点までに提出	●									●	・設計書で品質証明の対象工事と明示された場合
			品質証明員を定めた場合の書類の提出	●									●	